

議案第188号

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に鑑み市営住宅の家賃等に係る延滞金の割合の特例に関する規定について所要の改正を行うとともに、建替えに伴い市営馬出第2住宅及び市営馬出浜松住宅を統合し市営馬出四丁目住宅を設置する等の必要があるによる。

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例

福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

別表第1 1 東区の表福岡市営馬出第2住宅の項を削り、同表福岡市営馬出浜松住宅の項中「福岡市営馬出浜松住宅」を「福岡市営馬出四丁目住宅」に改める。

別表第2 東区の項中「福岡市営多の津住宅」の次に「福岡市営馬出四丁目住宅」を加え、同表博多区の項中「福岡市営板付住宅」の次に「福岡市営大井住宅」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中附則第13条の改正規定及び次項の規定は令和3年1月1日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市営住宅条例附則第13条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。